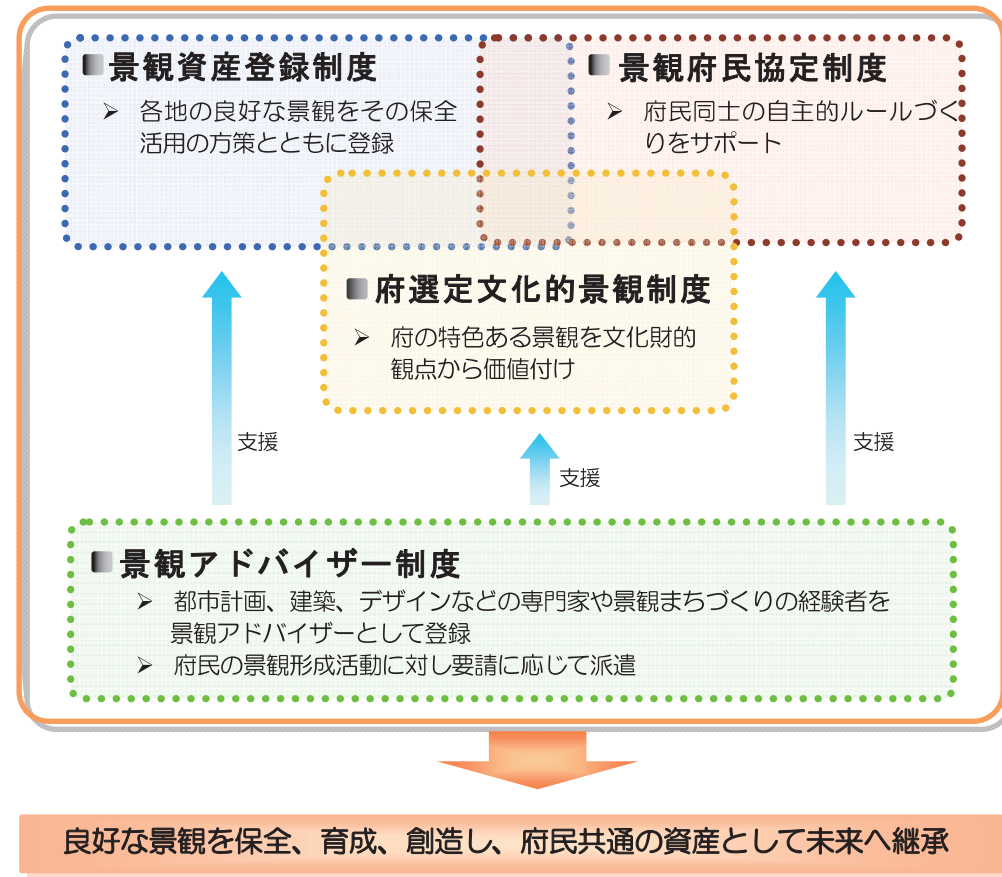


府民ぐるみで進める景観づくり

地域の特性に応じた良好な景観の形成に向けては、住民や事業者が自ら主体となり取り組んでいただくことが重要です。京都府では、地域の資産としての景観の重要性に気づき、価値を共有し、府民ぐるみで景観の保全や活用が進んでいくよう、様々な制度により府民主体の景観形成活動をサポートしていきます。

■景観形成に関する京都府の制度



■景観資産登録制度 —伝えよう、京の風景— 地域を発見、共有、情報発信—

「景観資産」って何？

- ▶ 「地域の歴史や文化を語り継ぐ景観」や「住民主体で守り育てられている身近な景観」など、府内各地に存在する良好な景観をいいます。
- ▶ 具体的には、建物や樹木など単体の建造物、まちなみなど面的なもの、眺望景観などで、幅広く対象としています。

登録の目的は？

- ▶ 府民、事業者及び行政の連携と協働により、府内各地の景観を発見し、価値を共有し、発展させていくことをねらいとしています。

登録するには？

- ▶ 「保存活用計画書」を作成の上、府民、地域団体又は市町村などから提案していただきます。
- ▶ 保存活用計画書は、景観資産のプロフィールです。現状や課題、保存活用の方策についてまとめていただきます。（提案に当たっては地域の勉強会や保存活用計画書の作成に当たっては、景観アドバイザー制度が活用できます。）
- ▶ 市町村及び京都府景観審議会の意見を聴取することにより、地域のまちづくりや専門的見地からの指導助言等を経て登録します。

◇地域の良好な景観の資産
例示) 地域の景観の核となる建物・樹木
旧街道、路地、集落、耕作地
眺望スポット

◇「保存活用計画書」の作成
・資産の歴史、文化特性、
保存・活用の方策 など

京都府へ提案

◇関係市町村及び府景観審議会の
意見聴取

登録

- ホームページ等による情報発信、登録物件パンフレットの作成等
- 景観アドバイザーや景観府民協定制度等を活用した景観形成活動の発展

■景観府民協定制度 —地域主体の景観ルールづくり—

制度の目的は？

- ▶ 地域住民が主体となった自主的な取組を支援し、地域特性に応じた景観づくり活動を促進します。

制度の概要は？

- ▶ 土地所有者、借地権者の全員の合意が必要です。（ただし、借地権の設定がある土地は土地所有者の合意は不要）
- ▶ 協定には、協定区域や協定有効期間とともに、景観形成のルール（建物の屋根形状、外壁の色彩、規模、用途、緑化、屋外広告物の表示基準など）のうち必要な事項について定めます。
- ▶ 協定締結に向けた地域の勉強会などに対して、景観アドバイザーの派遣を行います。
- ▶ 府民協定の認定申請があった場合、知事は市町村の意見を聞いた後に認定を行います。

府の支援は？

- ▶ 協定締結に関する地域の取組について、景観アドバイザーの派遣をはじめとした技術的助言などにより支援を行います。

建物様式、看板やのれんのデザインを揃えて賑わいある街並みを形成しよう。



数軒が一体となった植栽や花作りなどの取組を協定にしよう。

■景観アドバイザー制度 —景観まちづくりに関する専門知識や経験を活かします—

制度の目的は？

- ▶ 府民、事業者及び行政関係の取組において、各主体の要請に応じて府が景観に関するアドバイザーを派遣することにより、それぞれの地域特性に応じた景観の取組が円滑に進むよう支援するものです。

景観アドバイザーってどんな人？

- ▶ 都市計画、地域計画、建築、ランドスケープ、造園、色彩・デザイン、緑化などの分野における研究者、有資格者や経験者で、あらかじめ京都府に登録された方々です。

こんな取組みに活用を！

- ▶ 景観資産登録制度や景観府民協定の制度活用に関する取組
- ▶ 府民や事業者のみなさんが実施する景観形成に向けた取組（講演会、勉強会、ワークショップなど）

専門家の助言を得ながらまち歩きをして良い所、悪い所を探してみよう！



まちの景観形成を考えるワークショップの司会をお願いしたい。



■文化的景観に関する制度 —人々が自然と共生する中で育まれてきた原風景を後世に—

文化的景観って何？

- ▶ 風土に根ざして営まれてきた人々の生活や生業のあり方を表す景観地 — このような景観地を文化的景観といいます。
- ▶ 文化財保護法の改正及び京都府文化財保護条例の改正により、このような文化的景観を文化財として位置づけ、保存・活用を図ることとなりました。
- ▶ 府内には、集落、街道、信仰・生活習俗、農林水産など、特色ある文化的景観が多数みられます。

選定対象の事例



※文化的景観検討委員会(平成17年度 府教育委員会)において、70箇所の事例を選出

文化的景観を守り育てながら魅力ある地域づくりに繋がります。

- ▶ 景観法に基づく景観計画区域内では国の選定を、景観資産登録地区や景観府民協定地区内では府の選定を受けることにより、保存修景に要する経費補助(補助対象は市町村)や技術的指導・助言等を求めることが可能となります。
- ▶ 文化的景観の保存・活用の取組を通じ、地域ブランド化、文化観光等の促進により魅力ある地域づくりに繋がっていきます。